

製造請負

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物件の製造（作）請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の設計書、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらを「設計図書」という。）に従い、日本の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 設計図書に明示されていないもの又は設計図書の交互符号しないものを発見したときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者又は第11条に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うものとする。

3 この契約書により、又はこの契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、監督職員を経由しなければならない。

(契約対象範囲)

第2条 この契約による製造、製作（以下「製造」という。）とは、受注者の作業場での完成品の搬入及び取付け並びに納入場所における現場施工を含むものとする。

(関連工事の調整)

第3条 発注者は、受注者の実施する製造作業が、発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事と密接に関連する場合において必要があるときは、その実施につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(製造経費内訳書及び製造作業工程表)

第4条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づき、詳細な製造経費内訳書及び製造作業工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の製造作業工程表の提出を受けたときは、直ちにこれを審査し、不相当と認めたときは、その工程を調整し、受注者に通知しなければならない。

3 前2項の規定は、第16条による製造変更等の場合に準用する。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約書の頭書において契約保証金額を記載した場合には、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる宇治市財務規則第 172 条に掲げる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（法令上の責任）

第 6 条 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、その他関係法令上の措置は、すべて受注者において行うものとする。

（着手届）

第 7 条 受注者は、製造に着手しようとするときは着手届を発注者に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 8 条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

2 受注者は、この契約の目的物又は検査済の製造材料を第三者に譲渡若しくは貸与し、又は、抵当権その他担保の目的に供してはならない。

（下請負等）

第9条 受注者は、この契約の履行について、製造の全部を一括して又は主体部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、製造の部分については書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

2 受注者は、前項ただし書きの規定により、承諾を得た製造の部分について受託者又は下請業者を決定したときは、当該製造部分の着手前に発注者に書面により通知しなければならない。

3 委託その他何らの名義をもってするかを問わず、受注者と第三者が製造部分の完成を目的として行う契約は、下請の契約とみなして前項の規定を適用するものとする。

4 発注者は、受注者に対して、受託者又は下請業者が製造上不相当と認めたときは、その変更を請求することができる。

(特許権等の使用)

第10条 製造上特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法を使用するときは、受注者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(監督職員)

第11条 発注者は、受注者の製造作業について、発注者に代って監督又は指示する監督職員を定めたときは、受注者に通知する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第12条 受注者は、現場代理人及び製造にかかる技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者を定め、監督職員に通知しなければならない。

2 前項の現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。

3 受注者または受注者の現場代理人は、製品の搬入及び取付け並びに現場施工に際しては作業現場に常駐し、監督職員の指示に従い、作業現場の取締まり及び作業に関する一切の事項を処理しなければならない。

4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

5 発注者は、現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、作業又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を

明示して、その変更を求めることができる。

(材料品等の検査)

第13条 製造に使用する材料について、品質又は品等が明らかでないものについては、それぞれの均衡を得たものとする。

2 製造に使用する材料は、使用前に監督職員の検査を受け、合格したものでなければ使用することができない。

3 監督職員は、受注者から前項の規定による検査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 前項の材料を検査するために直接必要な経費は、受注者の負担とする。

5 検査の結果不合格と決定した材料については、受注者は、監督職員の指示により、遅滞なくこれを作業現場から搬出しなければならない。

6 受注者は、監督職員の承認を受けなければ、作業現場に搬入した材料を持ち出してはならない。

(監督職員の立会い)

第14条 受注者は、製造に使用する材料のうち調合を要するものについては、監督職員の立会いを得て調合したものでなければ使用することができない。ただし、調合については、見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。

2 受注者は、あらかじめ監督職員の立会いを指定された部分又はその他完成後外面から明視することが出来ない部分の作業をするときは、特に監督職員の立会いのうえ施工しなければならない。

3 監督職員は、受注者から前2項の立会い又は見本検査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 受注者は、発注者から、見本又は写真等の記録整備を指定されている部分の作業をするときは、当該記録を整備し、発注者又は監督職員の要求があったときは、速やかに提出しなければならない。

5 受注者が第1項又は第2項の規定に違反した場合、監督職員は、破壊検査をすることができる。

6 前項の検査に要した経費は、受注者の負担とする。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第15条 製造物品が、設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を要求したときは、受注者はこれに従わなければならない。ただし、このために請負代金額を増し、または製造期間を延長することはできない。

(設計図書と自然の状態との不一致)

第16条 製造にあたり設計図書と取付現場の状態とが一致しないとき、設計図書に誤り若しくは脱漏があるとき、又は取付場所につき予期することができない状態が発見されたときは、受注者は、直ちに書面をもって監督職員に通知し、その指示を受けなければならない。この場合、製造期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、次条の規定を準用する。

(製造の変更中止等)

第17条 発注者は、必要がある場合には、製造内容を変更し、若しくは作業を一時中止し、又はこれを打切ることができる。この場合において、製造期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ書面により定めるものとする。

(受注者の請求による製造期間の延長)

第18条 受注者は、作業に支障を及ぼす天候の不良、受注者の責に帰することができない理由その他正当な理由により、製造期間内に製造を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を付して製造期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議のうえ定める。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、製造期間を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(臨機の措置)

第19条 受注者は、作業現場での災害防止等のため必要と認めるときは、現場施設、製品、材料等の保全のため臨機の措置をとらなければならない。この場合、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に通

知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他作業上緊急やむを得ないときは、受注者に対して所要の措置をとることを求めることができる。この場合、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費については、発注者と受注者とが協議のうえ頭書の請負代金額に含めることが不相当と認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害及び第三者の損害)

第20条 製造目的物の引渡し前に製造目的物または製造用材料について生じた損害及び製造にあたって第三者に及ぼした損害の賠償については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰する理由による場合の損害については、この限りではない。

2 前項ただし書きに規定する場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者と受注者とが協議して発注者の負担額を定めるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第21条 天災その他不可抗力により作業済の部分（現場に搬入した検査済製品及び材料を含む。以下同じ）に関して損害を生じたときは、受注者は事実発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

2 前項の損害で重大と認められるものについて受注者が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額を発注者が負担する。ただし、受注者が第19条の規定による臨機の措置を怠った場合においては、これを受注者が負担しなければならない。

(検査及び引渡し)

第22条 受注者は、製造が完了したときは、発注者に製造完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。この場合受注者は、検査に立会わなければならない。受注者が立会いをしないときは、検査の結果について異議の申立てをすることができない。

3 受注者は、補修又は改造を命ぜられたときは、遅滞なく当該補修又は改造を行い、

発注者の再検査を受けなければならない。この場合、補修又は改造の完了を製造の完了とみなして、前2項の規定を準用する。

- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく目的物を発注者に引渡さなければならない。
- 5 発注者は、第2項及び第3項の検査に当たり必要があると認めるときは、最小限の破壊検査をすることができる。この場合、検査の結果いかにかわらず復旧作業に要する経費は、受注者の負担とする。

(請負代金額の支払)

第23条 受注者は、前条第4項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続きに従って、請負代金額の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に請負代金額を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責に帰すべき理由により、前条第2項に定める期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの間の日数を、前項の期間の日数から差引くものとする。

(契約不適合)

第24条 発注者は、製造目的物に発注者の過失または通常の損耗の場合を除き、生じた滅失及び損傷（以下「契約不適合」という。）に対してその修補又は損害賠償の請求をすることができる。

- 2 前号の修補又は損害賠償の請求は、第22条第4項の規定による引渡しの日から2年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことができる期間は10年とする。
- 3 受注者は、発注者の指定する相当の期間内に、前項の契約不適合を補修し、損害の賠償をするものとする。

(履行遅滞の場合における賠償金等)

第25条 受注者は、頭書の製造期間内に製造を完了することができない場合において、期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、製造期間を延長することができる。

- 2 前項の場合において発注者は、受注者から賠償金を徴収する。
- 3 前項の賠償金の額は、遅延日数1日につき請負代金額の1,000分の1の割合とす

る。

- 4 発注者が、第 23 条第 2 項の規定の履行を遅滞したときは、受注者は、発注者に対し「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条」の率に基づき、遅延利息の支払を請求することができる。

(発注者の契約解除権)

第 26 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくして契約を履行しないとき、または契約期間に義務履行の見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なしに、頭書の着手時期を過ぎて、なお製造に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なしに、第 4 条に規定する期間内に製造作業工程表または製造経費内訳書を提出しないとき、または再提出の要求に応じないとき。
- (4) 正当な理由なしに、監督職員の指示に従わないとき。
- (5) この契約の履行につき不正行為があったとき。
- (6) 第 9 条第 4 項の規定による下請負人の変更の請求に応じないとき。
- (7) 第 9 条第 1 項又は第 16 条の規定に違反したとき。
- (8) 前号各号のほか、受注者がこの契約またはこの契約に関する法令に違反し、その違反により製造に支障があり、契約の目的を達することができないものと認められるとき。
- (9) 受注者が第 27 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、前項の契約の解除の場合において、作業済の部分で検査に合格したものは、発注者の所有権に属するものとする。この場合、発注者は、当該部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。

（違約金）

第26条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成

14 年法律第 154 号) の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債権者等

3 第 1 項各号の場合（第 26 条第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第 27 条 契約が解除された場合においては、受注者は、発注者と受注者とが協議のうえ定めた期間内に作業現場内等に、その所有に属する材料、作業用機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件を含む。）が存するときは、これを搬出するとともに作業現場を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

2 前項の場合において、受注者が正当と認められる理由なしに一定の期間内に物件を引取らず、又は作業現場を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代ってその物件を処分し、作業現場等を原状に復することができる。この場合において、受注者は、発注者の処分方法について異議の申立をすることができないとともに、発注者がこれに要した費用を負担しなければならない。

（契約保証金）

第 28 条 発注者は、製造目的物の引渡しがあったとき、又は第 27 条の規定により契約を解除したときは、速やかに受注者に頭書の契約保証金を還付しなければならない。

（違約金、賠償金等の控除）

第 29 条 受注者が、この契約に基づく返還金、違約金、賠償金その他の発注者への支払金を発注者の指定する期間内に納付しないときは、発注者は、受注者に支払うべき請負代金額の中からその金額を控除し、なお、不足を生じるときは、更に追徴する。

（期限の利益の喪失）

第 29 条の 2 第 26 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ち

にその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第29条の3 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(火災保険等)

第30条 受注者は、製造目的物及び製造用材料等を火災保険その他の保険（以下「火災保険等」という。）に付さなければならない。

2 火災保険等の種類、付すべき時期、金額、保険会社、保険金受取人等については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、保険契約を締結したときは、直ちにその証書を発注者に提示するものとする。

(異議の申立)

第31条 受注者は、次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、その理由を明示した書面をもって、発注者に対して異議の申し立てをすることができる。

(1) 監督職員の指示が著しく不相当と認められるとき。

(2) 正当な理由なしに監督職員がこの契約に基づく検査又は指示等の求めに応じないとき。

(3) 受注者が、この契約に基づく協議を発注者に申し出て、10日以内にその協議がととのわないとき。

(4) 前3号のほか、この契約に関し発注者と受注者との間に紛争が生じたとき。

2 発注者は、前項の異議の申し立てを受けたときは、その書面を受理した日から10日以内にその異議に対する決定をなし、これを受注者に対して、書面をもって通知しなければならない。

(名義変更の届出)

第32条 受注者は、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書類を添えて発注者に提出しなければならない。

(談合行為に対する措置)

第33条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による請負代金額（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による製造が完成した後にお

いても同様とする。

(1) この契約に係る入札に関して、受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 6 項の不当な取引制限をし、同法第 3 条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下又は棄却する判決が確定したとき。

(3) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前 3 号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者が共同企業体である場合は、前項各号中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第 1 項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第 1 項の額を発注者に支払わなければならない。

4 第 1 項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

5 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

6 前各項に関する事項については、発注者は訴訟によって解決を求めることができる。

（関係法令の遵守）

第 3 4 条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 3 5 条 この契約書において書面より定めるものとされている製造期間又は請負代金額の変更は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（電磁的記録による契約締結に係る契約成立日の特約）

第 3 6 条 本契約を契約の内容を記録した電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）により締結する場合で、発注者及び受注者が電子署名を行った日と、本電磁的記録に記載の契約締結年月日が異なる場合は、本電磁的記録に記載する契約締結年月日に契約を締結したものとみなす。

（電磁的記録による契約締結に係る読み替え）

第 3 7 条 本契約を電磁的記録により締結する場合は、次の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第 1 条、第 5 条	契約書	契約書又は契約の内容を記録した電磁的記録
-------------	-----	----------------------

（補 則）

第 3 8 条 この契約に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえこれを定めるものとする。